

平成 23 年 11 月 22 日

回答書

九州電力第三者委員会元委員

郷 原 信 郎

阿 部 道 明

古 谷 由 紀 子

(以下の回答のうち、2(6)については阿部、その他の部分については郷原が執筆を担当した)

1 回答の前提としての総論

第三者委員会報告書の認定の基になった赤松弁護士、梅林弁護士の各調査チームの調査報告書は、客観的な証拠資料と関係者の供述を、その信用性も含め詳細に検討し、総合的な判断の結果として作成されたものであり、第三者委員会では、各調査チームの調査結果を総合するとともに、独自のヒアリングや資料の検討等も行った上で、第三者委員会としての事実認定を行っている。

質問状で示されている貴社の疑問の根拠のほとんどは、貴社のご主張に沿う、貴社の役職員を中心とする関係者の供述のみであって、関連する資料、証拠をすべて無視するものである上、その供述については、聴取の日時、聴取者、供述内容等が全く示されておらず、同じ供述者に対して調査チームが行ったヒアリングに対する供述との信用性の比較の判断材料が全くない。

貴社の疑問の根拠とされている上記供述について、眞部社長個人宛の公開質問状でも聴取の日時、聴取者等を質問したが回答がなく、今回もそれを明示されないまま、疑問の根拠とされているが、それは、要するに、同供述を得た聴取が、眞部社長自身が、個々の供述者と面談し、何らの記録も残すことなく「供述」を得たとしているだけのもので、何ら正式な社内調査の体をなしていないのではないかと考えられる。

企業の不祥事案件の調査に関して、経営トップの社長自らが、その事実関係について一定の方向性（本件の場合であれば、「知事発言は発端ではなく、真意と異なるメモが発端」など）を示している状況下において、その社長自らが関係者と面談して話を聞くという方法は真相解明の目的に反するやり方で、社内調査の方法として極めて不適切であり、ましてや、第三者委員会による調査が行われている最中に、そのような面談を行うこと自体が信じがたいことであるが、いずれにしても、当該供述がどのような状況の聴取によって得られたものであるかが示されていない現状においては、貴社の疑問の根拠

とされている「供述」というのは、証拠として無価値なものと思わざるを得ない。

したがって、貴社が疑問点としてあげられた諸点は、個別に反論するまでもなく、上記のような慎重な検討結果に基づく第三者委員会の認定を覆すに足るものではないと考えているが、念のため、個別の疑問点についても、認定の根拠について説明することとする。

2 個別の「疑問点」への回答

(1) 古川知事の発言内容、真意・意図等について（疑問点 前段）

6月21日の知事公舎での面談の際における6月26日の県民説明番組に関する知事発言について、第三者委員会側が知事自身から受けた説明は、(ア)7月27日夜、佐賀市内で当職が古川知事と面談、(イ)8月18日に送付された古川知事からの回答書の2回であるが、それ以外に、(ウ)松尾会長が2回にわたって電話で尋ねた際の知事の説明内容があり、また、経緯は不明であるが、(エ)九電の社内調査の過程で作成された資料に知事発言について「発言者の主旨」が記載されている。

上記発言に関する古川知事の公式の説明は、(エ)の資料に記載されたとおり、(a)「電力の安定供給の面からも、再稼働を要望する意見も経済界にはあるようだが、なかなか表に出てこない。そういう意見もあるようなら、説明会の機会を使って、経済界からもネットを通じて声を出してほしい」というもので、(ア)の面談時にも、当職が、古川知事から、発言内容が同資料に記載された「発言者の主旨」の通りであることを確認した。

また、(イ)の回答書でも、「ネットを通じて」という点は除外されているものの、概ね同趣旨の回答であり、それに加えて、(b)「私は、九州電力に対し、いわゆるやらせメールを依頼したということは全くありません。」(c)「しかしながら、九州電力の副社長が来られたときに、当事者である九州電力に対し、経済界からも声を出すべきだと発言したことは軽率であったと、私としても反省をしているところです。」と述べている。

一方、(ウ)の松尾会長からの質問に対しては、問題表面化直後の1回目は「話した内容まで覚えていない」というものであったが、2回目の電話では「考えてみたらそういうことを言った気がする」と答えたとされている。すなわち、古川知事に関して意図的に不利な供述を行うとは考えにくい松尾会長の供述により、古川知事の6月21日の面談についての記憶が相当曖昧であったこと、記憶が曖昧な中でも発言の趣旨が支店長メモ記載の通りだったことを漠然と認めていたことが明らかになっている。

ここで留意する必要があるのは「やらせメール」という言葉の多義性である。最も狭い意味では、「九電社員自身による投稿」という最も露骨で悪質な行為という意味になるが、それが、要請の対象がグループ企業社員、取引先社員と拡大し、最終的に「経済界に対する要請」になると、その悪質性は希薄となる。「やらせメール」という言葉が、どのような意味で用いられているのかに留意しつつ、古川知事の説明の意味を理解する必要がある。

まず、(ア)の面談時に、当職と古川知事との間で確認したのは、古川知事には「九電社員自身による投稿」という意味のみでの「やらせメール」を要請する意図はなかったという点であり、その点についての古川知事の供述は基本的に信用できると判断した。(イ)の回答書本文で古川知事が言うところの「私は、九州電力に対し、いわゆるやらせメールを依頼したということは全くありません。」の意味も、少なくとも九電社員自身による投稿という最も悪質かつ露骨な賛成投稿要請行為を求めたものではない、という趣旨である限りにおいては、(ア)の面談で確認したところと同様である。

しかし、古川知事の発言が、九電社員および九電社員以外への賛成投稿要請の趣旨を含むという意味での「やらせメール」を要請する意図もない、といえるか否かは微妙である。発言が(a)の公式説明の通りであったとしても、九電の場合、グループ企業や取引先が極めて広範囲に及んでいることからすると、「経済界からネットを通じて声を上げる」というのは、九電のグループ企業や取引先からの賛成投稿と重なり合うものであり、発言が知事公舎での九電の原子力部門の担当副社長以下に対するものであったことから考えると、九電側に対して何も要請する意図がなかったという言い分は、常識的にも通用し難い。

発言内容が知事自身述べているとおりであったとしても、九電側が、グループ企業、取引先を含む「経済界」に賛成投稿を要請する方向で動くことを期待する趣旨と理解するのが合理的であり、(c)の反省の弁も、まさに、発言の場や客観状況から考えて、外形的に上記の趣旨に受け取られても致し方ないと認めているものと言える。

上記の通り、発言内容に関する古川知事の(ア)～(ウ)の説明を総合すると、古川知事の発言の意図は、九電社員への賛成投稿要請という最狭義の「やらせメール」を要請する意図であったとは考えにくい。グループ企業、取引先等も含めた経済界への賛成投稿を要請する意図であった可能性は十分にあると思われる。

しかしながら、赤松報告書において「意図あるいは真意は措くとして同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行ったことは否定し難い」と述べているのと同様に、第三者委員会報告書でも、九州電力の問題行為に関する調査及び事実認定である以上、知事発言の「意図・真意」を直接的に認定することは不要であるとの前提に立って記述しているものであり、あくまで、客観的な発言内容が「要請」の趣旨と受け取られるものであったのか否かを認定しているに過ぎず、「お願いする」「何かを頼む」というのが知事の「意図」「真意」であったか否かは認定の対象外である。

(2) 知事公舎での面談に関する九電側関係者の供述について（疑問点 後段）

疑問点 において、「会談のメモを作成したC支店長も、第三者委員会の聴取に同様の説明をしており、」とされているが、C支店長が、第三者委員会（弁護士チーム）の聴取に対して、「メモは記憶に従い記載したものである」と認めており、「知事が九電に対して何らかの依頼をした事実はない」と供述した事実はない。

また、同会談に同席した他の2名の赤松弁護士の聴取における供述も、副社長はメモの記載内容と古川知事の言っていたことが概ね同じであることを認めており、一方、本部長は、知事がどのような話をしたのか全く記憶がないというもので(後日、再度のヒアリングでメモと知事の発言内容とが違うと言い出したものだが、同供述が信用し得ないことは赤松報告書で述べているとおり)「当事者間の認識は、当社に対する賛成投稿要請は無かったということで共通している」とは到底言えない。

つまり、総論で述べたように、各調査チームの調査報告書は、客観的な証拠資料と関係者の供述を、その信用性も含め詳細に検討し、総合的な判断の結果として作成されたものである。知事発言の客観的内容について、赤松報告書は、C支店長メモの作成経緯、同メモ作成の用途、目的、支店長の手帳の記載、副社長らの九電関係者の関係対応等を総合して、「同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行ったことは否定し難いと認定しているものであり、上記3名の供述だけを認定の根拠にしているものではない。

(3) 古川知事の回答書の解釈について(疑問点)

第三者委員会報告書で、「真意はともかく、発言内容自体はメモのとおりであったことを基本的に認めている」としているのは、回答書添付の「個別の発言事項に対する記述」すなわち別表の記述についてである。

回答書本文では、「私が申し上げた趣旨と、この社内メモに書かれている内容とが大きく異なっていることにつきましては、まことに遺憾である」と述べているが、具体的にメモの記載内容に関して述べている別表では、メモの記載内容そのものを否定している部分は少なく、むしろ、その趣旨を補充する説明をしているものが大部分である。このことに加えて、記憶に反して古川知事に不利益な供述をするとは考えられない松尾会長の供述に照らすと、この知事公舎の面談についての古川知事の当初の記憶は、「挨拶に来たことは覚えているが、その時に話した内容までは覚えていない」というもので、それが、2回目の電話の際に、おぼろげながら「考えてみたらそういうことを言った気がする」ということを思い出した程度だと認められる。

その事実を前提にすれば、県議会での答弁や会見等での説明は、具体的な記憶に基づくものではなく、政治家としての立場に立った「主張」に近いものと考えざるを得ない。

(4) 『意図』『真意』を措く」と発言(要請)との関係(疑問点)

疑問点 で、赤松報告書の認定について、「知事発言の意図、真意を措いてメモと同趣旨の発言(要請)を行ったとの推測は論理的に矛盾がある」と述べているが、何ら「論理的に矛盾」はしていない。

この「同趣旨の発言」というのは、客観的な発言内容の問題であり、それが、「投稿要請」を含む趣旨のものであっても、発言者の真意は別のところにあって投稿要請を

行う意図はなかったということ、つまり、民法97条の「心裡留保」のような場合も全くあり得ないわけではない。発言者の真意が客観的な発言内容と異なっていた場合にどう取り扱うかは事案の性格によって異なる。刑事事件の場合に「犯意」がなければ犯罪行為を認定できないのと同様に、責任追及を目的としているのであれば、「意図」「真意」が重要な問題となるが、民事上は、心裡留保の規定により、真意が異なっていたからと言って法律行為の成否に影響はない。本件においても九電側の賛成投稿要請の動機・背景を明らかにするという目的の範囲であれば、「意図」「真意」は問題とならない。

(5) 知事発言に関する当職の記者会見での発言等について（疑問点）

他人の記者会見等での発言を引用し、批判の根拠にするのであれば、その趣旨を正確に記述すべきである。質問状別紙における当職の記者会見での発言の引用は不正確であるばかりでなく、都合の良いところを一部「つまみ食い」しているものであり、重大な誤解を招きかねないものである。

「要請があったように受け止められ、メモが社内のかかなり広い範囲に広げられたのが今回の発端である可能性はある。ただ、知事の真意が伝えられたかは疑問。知事の真意はそこではないし、支店長の発言も知事と同じ。ただメモの内容とは異なる」などと、当職が会見で、メモが今回の問題の発端であることを認めている発言をしているような引用をしているが、この部分について、当職が、会見での発言を独自に確認したところ、該当部分では、正確には、

「メモの記載を見ると、最終的に行われた行為が要請されたように見えるメモなんです。そのメモが、社内のかかなり広い範囲に伝えられた。メールという形で、いろんなところに送られていたというのがあって、それが今回の、いわゆるやらせメールの一つの引き金になった、結果的にそういうことにつながった可能性は十分にあると考えられます。ただそれは、もともとの知事の発言そのものが伝えられているのかどうか、そこにはかなりが疑問であって、少なくとも、知事が今、言われていることは決してそういう趣旨ではないし、しかも、メモを作成した支店長の話も概ねこの知事の発言と同様なんです。ただ、メモの記載がちょっと違ってる。ですから、これは非常に事実認定が微妙なところなんで、今後、さらに、周辺の実事を確認して、本当のところはどうなのかというのを、第三者委員会として明らかにしていかなければならないと思っています。」と述べている。

知事が「やらせメール」を求めたかのような記載のメモが社内で広範囲に伝えられたことが引き金の一つになった可能性があり、知事と支店長との供述は一致し、メモの記載と異なっているが、今後、「周辺の実事を確認して真実を第三者委員会として明らかにしなければならぬ」と述べているのである。

次に、質問状別紙で、「九電に賛成の意見を出してほしいという内容。それを見ると

知事の発言と受け取られかねない内容。そのメモは会談のその場で書いたものではなく、重要な点だけメモして、会社に戻って記憶に基づいてメモにしたため、内容はかなり不正確なものであった。」と引用し、当職がメモの内容が不正確であったことを、その時点で断定しているように引用しているが、正確には、

「その文面を見ると、知事がそういうことを言ったように受け取られかねないような内容であることは間違いありません。ただ、ここがその支店長の話した内容なんです、そのメモというのはその場で知事の話リアルタイムで書き残したのではなくて、その場は本当に、本当に、重要な点だけ、ちょこちょこっと要点だけメモして、あとから記憶に基づいて作成したということなんです。」ですから、かなり不正確な点がある、ということなんで。必ずしもそのメモの記載を、その通りに知事が発言したと、すぐに認定に結びつけることはできないと思います。

と発言しており、メモに不正確な点があるとのその時点での支店長の供述内容を紹介し、メモを知事の発言内容に「すぐに」結びつけることはできないと述べているものである。

メルマガの引用についても同様である。正確には、「最終的には今後、詳細なヒアリングを行った上で判断する必要があるものの、会談時の知事の発言についての佐賀支店長の現時点での供述は基本的に信用できるものと判断した。」と述べているものであるが、「最終的には今後詳細なヒアリングを行った上で判断する必要があるものの」の部分を殊更に除外し、あたかも、その時点で判断を固めたと述べているように引用しているのである。

このように、他人の会見や著作での発言内容を、一部つまみぐいの的に引用することで重大な誤解を与える質問状を、自社ウェブサイトに掲載するという貴社のやり方は、極めて不誠実で不当なものである。

上記の会見において当職は、第三者委員会の調査開始当初において当事者の供述状況等を述べただけで、その後、本格的な調査が行われることによって認定事実が異なってくるのが当然であり、むしろ、同会見での発言やメルマガを正しく読めば疑問に思う余地すらないことは明らかであり、質問状別紙（疑問点）の「知事が賛成投稿を要請した事実がないことをいったんは認定している。その後見解が変化したことについて」との「疑問」に対しては回答する必要もないことは明らかである。

ただ、一方で、そのような調査開始当初の時点で把握していた供述状況を公開した理由を疑問に思われる余地があるので、その点について付言しておきたい。

一点目は、同記者会見の当時、6月21日午前の知事公舎での知事と九州電力の副社長以下3名の会談という「やらせメール」問題の発端となった可能性の強い重要な事実が、経産省への報告書等から完全に除外され、秘匿されていたことである。

当時、同社の社長が国会で辞任を表明するというような重大な問題に発展していた「やらせメール」問題について、同社は、極めて重要な事実を隠ぺいしていたとの批判を受けかねない状況にあり、第三者委員会を設置した以上、可能な限り速やかに、その

事実を社会に対して開示しなければならないが、その事実が、佐賀県知事に政治的に重大な影響を与える可能性があることから、同社の側からその事実を開示することを躊躇していた。そこで、知事公舎での面談の事実を古川知事の側から開示してもらうよう説得することが第一回の第三者委員会が開かれた7月27日の夜に当職が佐賀市を訪れ、古川知事と面談した最大の目的であった。

この時点で、古川知事が記者会見等で自発的に同事実を公表するための環境を整えるために、少なくともその時点においては、同知事の供述と会談メモを作成していた支店長の供述とが基本的に一致していることを九州電力の第三者委員会の側でコメントすることを同知事に約束する必要があった。

結局、当職から、そのような約束を含む説得を行った結果、古川知事ができるだけ早期に会見等でその事実を公表する意向を固めた。それを受けて、当職は、翌日、支店長のその時点での供述を確認し、古川知事は、その2日後の土曜日に記者会見で同事実を公表し、それを受けて、当職が、記者会見で、その時点での供述状況等を明らかにしたものである。

もう一点は、同記者会見及びメルマガで言及していた「支店長メモの記載の不正確な点」とは何かという点である。

「やらせメール」という言葉が多義的で曖昧であることは、前記(1)で述べたとおりであるが、当職は、7月27日の古川知事との面談の時点では、発言の真意・意図に関する古川知事の説明の中の、少なくとも「九電社員自身による投稿」という意味での「やらせメール」を求めるものではなかったという点については、同知事の供述は基本的に信用できるものと考えており、支店長の供述もそれに沿うものであった。

一方、支店長作成メモの記載では、「今後の動きに関連して九電に以下の2点をお願いしたい」として「ネットを通じて意見や質問を出して欲しい」とされており、社員自身による投稿を要請したものと理解される記載になっていた。

そこで、記者会見においては、少なくとも、上記の点についてメモの記載の正確性には問題があると考えてコメントをしたものである。「メモの記載を見ると、最終的に行われた行為が要請されたように見えるメモなんです。」との当職の発言における「最終的に行われた行為」というのは、まさに、原子力発言事業部において組織的に行われた「九電社員自身による投稿」を意味しているものである。

しかし、古川知事の発言において、九電社員以外による投稿を求める意図があったのか否か、その発言が九電側の賛成投稿要請にどのような影響を及ぼしたのか、については、それ以降の第三者委員会の調査によって解明すべき事項と考えていたので、その旨の発言を行ったものである。

(6) 阿部元委員への疑問について(疑問点) 阿部元委員執筆

形式論で言えば、赤松報告書と梅林報告書は第三者委員会報告書に添付されている

わけであり、報告書本体と一体となって第三者委員会報告書を構成していることになる。もともと第三者委員会報告書は上記両報告書をそのまま採用しており、一方で、委員会で独自に調査をしたものについては、それを補充するものとなっている。したがって、赤松報告書で認定している「古川知事の意図あるいは真意は措くとして、同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行ったことは否定し難いものと思料する。」という記載は、そのまま第三者委員会報告書でも採用されているわけであって、私のインタビュー記事に関して「最終報告書と見解の相違がある。」という指摘は誤りである。

内容的に言えば、他人の意図や真意といった内面的なことを正確に理解することは不可能であることからすれば、本事案で知事の意図や真意について述べることはできない。一方で、赤松報告書においては上述の通り、知事発言と支店長メモは同様ないしは同趣旨としているわけであって、それによって、知事発言が本件賛成投稿要請行為の発端となったことは、知事の意図や真意とは別のところで認定できるわけである。

(7) 原発問題への古川知事の姿勢及び九州電力との関係について（疑問点）

知事が公式の場で原発再稼働の条件や国への要求を明確にしていたことは、知事が原発再稼働に向けてのシナリオを描き、九電幹部との面談の場でそれを示したことと何ら矛盾するものではない。

ご指摘の第三者委員会報告書の記述は、同報告書 p 28 に記載したとおりの面談メモに記載された知事発言の全体の流れや、九州電力が実際にとった行動、実行行為者による面談メモの受けとめ方（p 30）等から、合理的な推論として記載したものである。

赤松弁護士チームは個別の問題についての事実関係の調査を行うことを主目的としているのであり、梅林弁護士チームの調査結果及び委員会独自の調査結果をも総合して、問題の本質を指摘し、原因分析等を行うことを目的とする第三者委員会報告書において、赤松報告書では認定していない構図を認定することは、むしろ、委員会としての固有の使命である。

貴社が、自社の従前の認識・理解と異なる推論や構図の認定は認めないという姿勢をとられるのであれば、独立した第三者委員会に調査及び原因分析・再発防止策の提言を委託した意味はない。

(8) 知事発言が本件賛成投稿に与えた影響について（疑問点）

第三者委員会報告書 p 28 の記載から明らかなように、「決定的な影響を与えた」との認定は、知事発言から三者による社内への指示までの場面のみを取り上げたものではなく、C支店長メモにより発言を伝えられた原子力発電本部部長以下の対応も含めて認定したものである。

とりわけ、委員会独自のヒアリングにおいて、Aグループ長が、支店長作成メモを添付したメールで賛成投稿要請を行ったことに関して、「知事から我々がやろうとしていることと同じ意見をいただいているということはすごく大事なことで、知事にそこまでやっていただいているなら、後は我々が汗をかかなければと思った」と述べていることは、支店長作成メモに記載された古川知事の発言が、少なくともAグループ長の行動に決定的な影響を与えたと認める重要な根拠となるものであり、少なくとも、第三者委員会報告書においては、客観的には、支店長メモの記載と同趣旨の知事発言があったとの前提で事実認定を行っているのであるから、知事発言が賛成投稿要請に決定的な影響を与えたとの認定は合理的なものである。

上記三者は、原子力部門、支店でそれぞれの部門でトップの地位にある者であり、その管掌する組織で対応を行うために、方法や役割分担を決めることが不可欠とは言えない。原発再稼働の是非を議論する説明番組に対して当事者の電力会社側が賛成投稿を行うことに社会的に問題があるとの認識が多少なりとあればなおさらである。知事発言を聞いた三者が、現にそれぞれ県民説明番組への対応に向けて行動を起こしている事実の方が重要である。

しかも、赤松報告書によると、社長秘書へは現にC支店長メモが送られており、A副社長は、「(知事は)26日の件は気にされており、当社としても対応します」と社長に報告している。原子力担当以外の副社長への報告を行う必要があるか否かは、当事者の判断であり、それがなかったことが組織的対応でないことの根拠にはならない。

(9) 5月17日の保安院説明時の対応についての支店長メモの記載を根拠とすることについて(疑問点 ~)

ア C支店長の供述について(疑問点 及び)

疑問点 及び は、支店長メモに記載された「保安院説明時と同じ対応をお願いしたい」という記載の「同じ対応」が「賛成意見の投稿」ではないことの根拠として、C支店長の供述のみをあげている。しかし、これらのC支店長の供述の問題点は、上記「1 回答の前提としての総論」で述べたとおりである。

まず、疑問点 に示された供述がいつ、誰に対して行われたものかを貴社は明らかにしていない。一方、調査チームの赤松弁護士がC支店長に対して行った8月6日及び9月9日のヒアリングでは、C支店長はそのような供述をしていない。特に、「賛成意見を出せるようなものではないとの認識を持っていた」という供述は「書き込みができない仕組みだと思っていた」という意味にとれるが、C支店長は赤松弁護士の8月6日及び9月9日のヒアリングにおいて、書き込みができると認識していたことを認めており、貴社が引用するC支店長の供述は調査チームに対する同支店長の供述と明らかに矛盾する。

また、C支店長は、9月9日の赤松弁護士によるヒアリングにおいては、確かに疑

問点 に示されたような供述をしているが（ただし、赤松報告書 p 8 に記載されているように、「賛否に関わらない県民の視聴、アクセス、書き込み」である）これは 8 月 6 日の赤松弁護士に対する供述とは異なる。九州電力は、疑問点 において、赤松報告書が指摘する「9 月 9 日ヒアリングは、知事発言は本件説明番組への九電側の対応とは無関係であるかのように主張している九電の社長からの強い希望により実施した」という事実を完全に無視しているが、そのようなヒアリングで行われた供述の問題点は上記 1 の総論部分で述べた通りである。

イ H 統括本部長と C 支店長の電話による会話の日時等について（疑問点 、 及び ）

疑問点 及び に言う「5 月 17 日には、当社の誰も社外の誰からも要請の電話を受けていないこと」が、どのような調査によりどのような証拠に基づき断定的に認定されたのかを貴社は明らかにしていないが、そもそも赤松報告書は 5 月 17 日の可能性が高いと言っているだけで同日であると断定はしておらず、電話が H 統括本部長からかけられたとの認定もしてない。委員会としても、5 月 17 日に電話があったとか、電話は県側からかけたものだとかの認定はしていない。第三者委員会報告書の「中継された際」とか「保安院説明時」という記載は電話での会話を 5 月 17 日であると特定する趣旨ではなく、電話での会話が前日の 16 日であっても報告書の論旨に影響はない。

ウ C 支店長の供述及び H 統括本部長の供述の合理性について（疑問点 ~ ）

疑問点 及び は、赤松報告書が認定の前提として記載した事項のうち、貴社にとって都合のよい部分を断片的に抜き出したものにすぎない。赤松報告書 p 8 から p 10 を読めば明らかなおり、赤松報告書は、疑問点 や に示されたような関係者の供述を明記した上で、貴社自身が作成して第三者委員会に提出した「5 / 17 対応の事実関係について」及び「県執行部に対する保安院説明時の対応」と題する各社内メモ、保安院説明会の途中で E グループ長から川内原子力発電所次長に発信された電子メールという客観的な証拠資料、C 支店長の 8 月 6 日ヒアリングにおける供述、C 支店長の 2 回目のヒアリングが行われた経緯、関係者が実際にとった行動などの理由を上げて、総合的な判断としてこれらの供述を採用しなかったのである。なお、貴社は、疑問点 において、上記各社内メモの作成にかかる社内調査が不完全であり、実際は C 支店長から B 本部長への連絡の際に誤認が生じたものであることを主張し、そのことは第三者委員会に対して十分に説明したとしているが、我々は、どれだけ会社側の主張の説明を受けたとしても、必ずしもそれを受け入れることなく、自ら調査し、証拠に基づき独立して判断するのが第三者委員会の使命であると認識している。

疑問点 は、「C 支店長から賛成意見投稿要請を受けていたとしたら、別の手段を講じて対応するはず」とか、「佐賀支店において C 支店長が『賛成意見投稿』指示を出し

ていない」などをH統括本部長から賛成投稿要請がなかったことの根拠として指摘するが、根拠として極めて薄弱である。中継直前に連絡を受けた玄海原子力発電所長が本店（原子力管理部）と同じように情報通信事業部や東京支社に依頼してまで対応するのが当然とまでなぜ言えるのか。また、C支店長の思いが九州電力の主張するように「リアルタイムで社員のみならずにも見て欲しい」（疑問点 ）という内容であったとしても、C支店長がB本部長にはわざわざ連絡しながら支店内には連絡しなかったことは同じであるが、これは不合理ではないのか。

さらに疑問点 は、「10件程度の賛成意見（また、そのうちの一部は『お祭りがどうのこうの』というような本質的ではない意見）が表示されたことをもって、『動機と結果においてつじつま』は合っていると認定するのは強引」などと赤松報告書に反論しているが、赤松報告書のこの部分の趣旨が、「賛成意見は、何らかの形で表面化させていなければ、動機と結果においてつじつまが合わない」というH統括本部長の主張に対して、実際に表面化されているのだから同主張の前提が成り立たないというものであることは、同報告書を素直に読めば明らかである。

これらの九州電力の主張からは、薄弱な根拠や断片的な都合のよい供述、非本質的な表現の一部を取り上げ、なりふり構わず委員会及び調査チームの報告書を貶めようという露骨な意図が透けて見えると言わざるを得ない。

(10) プルサーマル県民討論会の事前了解のプロセスの中での重要性（疑問点 ）

第三者委員会報告書において、プルサーマル県民討論会を「事前了解のプロセスの中できわめて重要な意義を持つもの」と位置付けていることに対して、質問状（疑問点 ）では、「同討論会は安全性の取りまとめを行うにあたっての論点整理の参考にされたものであり、その賛成割合等によって事前了解の判断を行ったものではないと説明されている」として、事前了解のプロセスにおける重要性を否定している。

しかし、第三者委員会報告書では、同討論会のプルサーマル導入に対する佐賀県の事前了解に至るプロセスの中での重要性を、九州電力主催、国主催の公開討論会等を経て、最後の締めくくりの公開討論会として行われた経緯、同討論会において推進・慎重の双方からの意見が出ることを受けて（推進の意見の大半は九電側の「仕込み質問」であったが）、古川知事が「安全性への理解が深まった」として、その後、事前了解に向けての動きが加速していった事実等から認定している。

実際には、九州電力側の露骨な仕込み質問が行われ、議論が歪められていたこの佐賀県討論会の事前了解における位置づけは、弁護士チームの調査が終了し、委員会独自調査を行った段階において最も重要な事項とされていたものであり、その点は、佐賀県のホームページに掲載されていた「ラジオ知事室」における古川知事の発言や、同討論会後の佐賀県サイドの動き等の関係証拠を総合して慎重に認定したものである。

これに対して、質問状の疑問点 に記載されている同公開討論会が「安全性のとり

まとめを行うに当たっての論点整理の参考にされたもの」に過ぎないとされているのは、第三者委員会の中間報告書によって同討論会において九州電力側の「仕込み質問」が行われていたことが明らかになった後の9月28日の県議会特別委員会での知事答弁等であり、当事者たる古川知事が問題を認識した上で行っている一方的な主張・弁解に過ぎない。

(11) 佐賀県民討論会での「仕込み質問」が討論会の開催目的に与えた影響（疑問点）

疑問点 では、梅林報告書の関連記述の中から、都合の良いところだけを取り出しているが、その記述の最後では、「このような仕込み質問が存在したことを知らされていない多くの一般参加者にとって、佐賀県討論会が公正で充実した内容のものであったと評価することは、到底不可能である」と述べているのであり、その結論は、「疑問点」が引用している第三者委員会報告書の結論と基本的に異なるところはない。

なお、疑問点 で引用されている佐賀県の課長の答弁も、上記(10)で述べたのと同様に、同公開討論会において九州電力側の「仕込み質問」が行われていたことが明らかになった後の9月28日の県議会特別委員会での答弁であり、当事者たる県の担当者が問題を認識した上で行っている一方的な主張・弁解に過ぎない。

「第三者委員会報告書に関する疑問点」と題する書面における第三者委員会調査チーム報告書の引用は、余りに不正確で歪曲的である上、質問の根拠とされている記述が凡そ根拠となっておらず、質問者の見識を疑わざるを得ない。

(12) 古川知事のプルサーマル計画の事前了解への姿勢と仕込み質問の認識

ア 疑問点 前段

質問状別紙では、第三者委員会報告書において、古川知事が、「最終的には事前了解を与える意図」を持っていたこと、同知事が「賛成世論」にこだわったことを認定したのが「強引」だとしており、その根拠として、梅林報告書における古川知事と九州電力との関係について、いくつかの記述を引用している。

しかし、古川知事が事前了解を与える意図を持っていたことについては、梅林報告書29pで、「九州電力は、古川知事が、最終的には事前了解を行うであろうという感触を得ていたからこそ、事前了解願いを提出したとのことである。」と述べているのであり、上記(4)で述べた記者会見での発言等の「つまみぐい」と同様に、ここでも、都合の良いところだけ「つまみぐい」して引用しているに過ぎない。

梅林報告書は、九州電力側では、古川知事は最終的には事前了解を与える意図と考えていたが、一方で、同知事の実父との関係などの古川知事との微妙な関係を意識し、少なくとも外形上は、近くなりすぎないように注意を払っていたとの見方を示しているのであり、それは、基本的に第三者委員会報告書でも変わるところはない。

同知事が「賛成世論」にこだわっていたことは、梅林報告書の提出を受けた後、委

員会として独自に行った調査の中で、知事の公式発言、「ラジオ知事室」での発言等に基づいて認定したものである。

古川知事は、10月2日開催の国主催にプルサーマルシンポに関して、その後の「ラジオ知事室」で、同シンポでは、第二部の安全性についての議論が進まなかったことに不満を述べ、次の佐賀県主催の討論会では、質問の時間を長くして、賛成派、慎重派の両方からの議論をする必要があるとの意見を述べている。また、佐賀県主催の公開討論会において推進派・慎重派の双方からの意見が出されたことを踏まえ、終了後の記者会見においても、「安全性への理解が深まった」と評価している。

上記のような古川知事と九州電力との関係に加え、上記の古川知事の発言から同知事が「賛成世論」にこだわっていたことは十分に認定できると考えられる。

イ 疑問点 後段

質問状別紙では、第三者委員会報告書で「古川知事が『仕込み質問』であることに全く気づかなかったとは考えにくい。」と述べていることに対して、「具体的な根拠に基づかない憶測に過ぎない。」と述べているが、全く的外れな批判である。

古川知事の仕込み質問の認識については直接的な証拠はないので、第三者委員会報告書において具体的な証拠に基づいて「認定」しているわけではない。同報告書で、「認識が全くなかったと言えるのか疑問がある」「全く気づかなかったとは考えにくい」などと述べているのは「少なくとも未必的認識はあったとの合理的推測が可能」との見方を示したものである。

同知事は、同公開討論会に参加し、会場からの質問の状況をすべて見ていた。国主催のプルサーマルシンポにも参加し、質問が慎重派ばかりだったのを見て、推進・賛成の立場からの質問が出にくいことの認識を強く持っていたはずの古川知事が、同公開討論会での多数の推進派質問の状況を見て、九電社員が質問している可能性を全く認識していなかったとは考えにくい。

しかも、仕込み質問は、佐賀県側も九電側から報告を受け容認していた。上記ラジオ知事室での古川知事の発言等からすると、同公開討論会はプルサーマル関係の「住民参加型イベント」の締めくくりであり、古川知事から、推進派も含めた意見・質問が出るのが求められていた。まさに、会場の意見を聞くことは重要な目的とされていた討論会であった。そのような討論会で、佐賀県の担当者が、開催目的を阻害する「仕込み質問」について報告を受け、容認していたとすれば、それは担当者レベルの問題ではなく、主催者の県の側の組織的な問題と考えざるを得ない。担当者は、県幹部の意向に反して、「仕込み質問」を容認する動機など考えられないからである。

まさに、担当者が「仕込み質問」を容認していたことは、県幹部の認識・容認があったことを推認する重要な根拠だと言える。

これらのことから、古川知事に、少なくとも未必的に「仕込み質問」の認識があったとの推認は十分に可能だと思われる。

3 第三者委員会の議論の経過に関する質問について

* 当社注

(委員会の議事に関する部分については、公開に関し全委員の了解をいただいでいませ
るので、非公開とさせていただきます。)

以上